

電子入札による制限付一般競争入札を下記のとおり実施するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年5月15日

池田市上下水道事業管理者 増井 文典

記

1. 入札に付する事項

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 工 事 名 | 池田市下水処理場 汚水ポンプNo.1, 2号電気設備工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 池田市ダイハツ町3番1号 |
| (3) 工 事 種 別 | 電気工事 |
| (4) 工 期 | 契約締結日の翌日から令和10年3月10日(金)まで |
| (5) 工 事 概 要 | No.1 汚水ポンプ動力制御盤 一面
No.2 汚水ポンプ動力制御盤 一面
No.1,2 汚水ポンプVVVF盤 一面
No.1,2 汚水ポンプ操作盤 一面
汚水ポンプ設備コントロールセンタ機能増設 一式
汚水ポンプ設備補助継電器盤機能増設 一式
汚水ポンプ現場操作盤機能増設 一式
汚水ポンプ設備インターフェイス盤機能増設 一式
共通プロセスコントローラ機能増設 一式
LCD監視制御装置1~4 機能増設 一式
データサーバ盤機能増設 一式 |
| (6) 施 工 方 法 | 単体施工 |
| (7) 入 札 予 定 価 格 | 設定し、事後公表する。 |
| (8) 入 札 最 低 制 限 価 格 | 設定し、事後公表する。 |
| (9) 入 札 回 数 | 2回を限度とする。 |
| (10) 入 札 保 証 金 | 免除とする。 |
| (11) 契 約 保 証 金 | 公共工事履行保証証券による保証(契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)
保 証 額 : 契約金額の100分の30に相当する額以上。(落札者が、池田市内に事業所を有する個人
又は法人である場合にあっては、100分の10に相当する額以上。)
保証期間: 本契約締結の日から工事目的物の引渡しを受ける日まで。
(契約不適合を保証する特約期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から2年間。) |
| (12) 前 金 払 | 有(契約金額の100分の40に相当する額以内。保証事業会社による保証が必要。) |
| (13) 部 分 払 | 3回 |

2. 入札参加資格要件に関する事項

- (1) 入札参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者であること。
- ① 本案件と同一工事種別の令和7・8年度池田市入札参加有資格者であること。
 - ② 本案件と同一工事種別の建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の総合評定値が開札日において800点以上であること。
 - ③ 平成28年度以降に本案件と同一工事種別かつ同規模以上の工事を元請として受注し、完成・引渡しが完了した実績を有していること。

- ④ 本案件に現場代理人及び監理技術者を専任で配置できること。
- ⑤ 本案件と同一工事種別の建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- ⑥ ICカードを取得し、電子入札システムに接続可能な者であって、入札書の提出期限までに電子入札システム上で利用者登録を完了していること。

(2) 次に掲げる者は、制限付一般競争入札に参加できない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、これらの法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ③ 公告日から開札日までの間において、池田市指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及びこれらの関連法令により規定されている反社会的団体員である暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営する建設業者及びこれに準ずる者
- ⑤ 制限付一般競争入札参加申込書及び入札書並びに工事費内訳書を提出期限までに提出しなかった者
- ⑥ 社会保険に加入していない者
- ⑦ その他特別の理由により、入札に参加することが適当でないと認められる者

3. 入札関係書類等及び設計図書等(図面、仕様書等)の配布

- (1) 配布方法 電子入札システムにより行う。

4. 設計図書等に関する質問

- (1) 提出期間 令和8年5月15日(金)9時00分から令和8年5月25日(月)17時00分まで
- (2) 提出方法 LoGoフォームから提出。(https://logofom.jp/form/7xtY/810433)
- (3) 回答日時 令和8年5月29日(金)以降
- (4) 回答方法 電子入札システムにより行う。

5. 入札書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年6月22日(月)9時00分から令和8年6月23日(火)17時00分までのシステム稼働中
- (2) 提出方法 電子入札システムにより行う。
- (3) 添付書類 入札書、制限付一般競争入札参加申込書(様式1。以下「申込書」という。)、工事費(積算)内訳書
- (4) 注意事項 ※申込書はPDF形式、工事費(積算)内訳書はExcel形式により提出すること。
※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額とすること。
※上記の書類が添付されていない場合、入札は無効とする。

6. 開札

- (1) 開札日時 令和8年6月24日(水)13時00分以降

7. 再度入札

開札日同日に再入札及び再開札を実施。詳細については別途通知する。

※再度入札時、申込書及び工事費(積算)内訳書の添付は不要

8. 入札方法の変更及び入札の取りやめ

- (1) 本市上下水道部がやむを得ない理由によりシステムを利用して行う入札の続行が困難と認めた場合は、従来の紙入札に変更することがある。
- (2) 本制限付一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、本市上下水道部は必要な調査をすることができるものとし、入札参加者はこれに協力しなければならない。
- (3) 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当した入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者が行った入札
- (2) 所定の日時に提出しない入札
- (3) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (4) ICカードを取得していない者が行った入札及びシステムの不正利用、ICカードの不正使用により行われた入札
- (5) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねて行った入札
- (6) 公正な競争を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札
- (7) 申込書をシステムにより入札時に提出しなかった者の入札
- (8) 申込書に虚偽の記載をした者の入札
- (9) 入札参加資格の要件を満たしていないと認められた者の入札
- (10) 入札時に工事費内訳書が添付されていない入札又は工事費内訳書に必要事項が記載されていない入札
- (11) 工事費内訳書に記載された合計金額の額と入札額が同額でない入札
- (12) 再度の入札において、1回目の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (13) その他入札の手続きに違反して入札した者の入札

10. 落札候補者の決定

- (1) 入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者候補者とする。
- (2) 同一落札価格で入札した者が2人以上あるときは、システムのくじ機能によりくじを実施し、落札候補者を決定する。

11. 落札候補者の提出書類

落札候補者は、次の各号に掲げる書類をシステムからダウンロードし、作成後提出しなければならない。

- (1) 提出書類

① 制限付一般競争入札参加資格審査申請書	(様式2)
② 入札参加資格審査調書	(様式3)
③ 工事施工実績調書	(様式4)
④ 配置予定技術者等の調書	(様式5)
⑤ ②から④について、確認可能な書類(CORINSの写し等)	
- (2) 提出期限 令和8年6月25日(木)17時00分まで
- (3) 提出方法 電子メール等により提出。
メールアドレス:s-somu@city.ikeda.osaka.jp
- (4) 注意事項 ※書類の作成等に係る費用は、落札候補者の負担とする。
※上記書類を提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。
※虚偽の記載をした場合は、申請を無効とし、池田市指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を講じる場合がある。

12. 事後審査

落札候補者に対する入札参加資格の有無について、提出された上記書類により確認を行うものとし、決定後、速やかに落札者に対し連絡するものとする。

13. 契約の締結

- (1) 落札者は、市から交付された契約書の案に記名押印し、又は市が指定する電子契約システムを用いて電子署名を行い、落札決定の日の翌日から起算して5日以内(土曜、日曜及び国民の休日を除く。)に、契約に必要な書類を添付して、これを市に提出することにより、工事請負契約を締結しなければならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- (2) 工事請負金額は、事後審査により決定した落札者の入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額とする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 落札者が正当な理由なく、市が指定する期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失うことがある。この

場合、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

14. その他

入札参加者は、この公告のほか池田市上下水道部建設工事電子入札実施要綱(制限付一般競争入札)及び池田市上下水道部建設工事入札要項の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

なお、入札参加者は、入札後、この公告、池田市上下水道部建設工事電子入札実施要綱(制限付一般競争入札)及び池田市上下水道部建設工事入札要項等、入札条件の不知又は不明を理由として、意義を申し立てることができない。

問い合わせ先

池田市上下水道部総務課

池田市大和町1番10号 電話番号:072-754-6131(直通)

以上